

日本パーソナリティ心理学会会則

- 第1条 (名称)** この会は、日本パーソナリティ心理学会とする。
- 第2条 (事務局)** この会の事務局は株式会社国際文献社におく。
- 第3条 (目的)** この会は、パーソナリティ研究に関心を持つ者が、知識・技術の交流と親睦を図り、パーソナリティ心理学およびその近接領域における研究と実践活動の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事業)** この会は、第3条の目的を達成するために以下のような事業を行う。
①年次大会等の開催 ②機関誌等の発行 ③その他必要とされる事業
- 第5条 (会員)** この会の会員は正会員（一般会員と院生会員）、学生会員、名誉会員、賛助会員とする。
正会員は、短期大学以上の大学等で心理学あるいはその近接分野を専攻した者で、この会の趣旨に賛同し、パーソナリティ研究あるいはその近接領域に関心をもつ者である。
学生会員は、将来パーソナリティ心理学あるいはその近接領域の専門家を志す学部（短大・専門学校を含む）の3年以上の学生で、指導教員の承諾を得た者である。
賛助会員は、この会の趣旨に賛同し、その事業に財政的援助を与える個人または団体である。
常任理事会は、必要に応じて顧問および名誉会員を推挙することができる。
- 第6条 (入退会)** この会に入会しようとする者は、必要事項を記入した申込書を事務局に提出し、常任理事会の承認を経て会員として認められる。学生会員については、申込書に指導教員の承認印が必要である。また、退会しようとする者は、文書によりその旨を事務局に申し出、常任理事会の承認を経て、当該年度末をもって退会とする。なお、所定の会費を1年以上納入しない者は、理事会の決議を経て退会を求めることがある。
- 第7条 (倫理問題)** 会員の本学会に関わる研究活動は倫理的配慮がなされたものでなければならない。会員の研究活動が、不正行為ないしは倫理問題に抵触する行為との疑惑が報告された場合は、常任理事会は公平公正な審査を行う。理事長は、その結果に応じ、別に定める「会員処分に関する規定」に基づいた処分を当該行為者に行う。
- 第8条 (役員)** この会は、第4条の事業を遂行するために以下の役員をおく。
①理事長 1名 理事の互選により決定し、会長としてこの会を代表する。
②副理事長 1名 理事の中から理事長の指名により決定し、副会長として会長を補佐する。
③常任理事 7名 理事の互選により決定し、これに必要なある場合、理事長の指名により常任理事若干名を加えて会務および委員会を担当する。
④理事 20名 正会員の直接選挙により決定し、これに必要なある場合、理事長の指名により理事若干名を加えてこの会を運営する。
⑤監事 2名 正会員の直接選挙により決定し、会計および会務執行状況を監査する。
⑥任期 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、理事長の任期は連続2期までとする。
- 第9条 (運営)** この会は、次の運営組織をもつ。
①総会 正会員をもって構成し、この会の最高機関として会の意志と方針を決定する。総会は1年に1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会の決議は出席者の過半数の同意による。
②理事会 この会の事業運営と執行の責任を負う。
③常任理事会 理事会の依託を受け、この会の運営や会務の執行にあたる。
④委員会 常任理事会の通常会務執行のための実務機関である。常任理事会は、必要に応じて委員会を設置する。委員長は、常任理事の中から理事長が指名する。
⑤事務局 事務局長が事務局の運営にあたる。理事長は事務局長を任命する。事務局長は必要に応じ幹事をおくことができる。なお、事務局の事務遂行のため有給の事務局員をおくことができる。
- 第10条 (経費)** この会の経費は会費、寄付金および補助金等で賄う。会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。
- 第11条 (会費)** 一般会員は年額7,000円、院生会員は年額4,000円、学生会員は年額4,000円とする。賛助会員は年額一口30,000円とする。毎年5月末日までに、当該年度の会費を納入する。
- 付則**
- この会則は1992年6月6日から実施される。
 - この会則の変更は、総会における出席者の3分の2以上の同意によって行なわれる。ただし、第2条は理事会の決議で変更できるものとする。
 - 2001年9月21日一部改正実施。
 - 2003年9月24日一部改正、10月1日施行。
 - 2004年9月21日一部改正、10月1日施行。
 - 2005年11月13日一部改正実施。
 - 2012年10月6日一部改正実施。
 - 2013年10月12日一部改正実施。